



山形県公報

令和6年6月18日(火)
第512号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……691
- 同……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……692
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 救急病院等の告示……………(医療政策課) ……693
- 地域登録検査機関の変更登録……………(農業技術環境課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……694
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……695
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………(建築住宅課) ……同

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(工業技術センター) ……同
- 一般競争入札の公告……………(下水道課) ……696

告 示

山形県告示第456号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和6年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社コム・メディカル	アイン薬局米沢駅西口店 米沢市東三丁目4番48号	居宅療養管理指導	令和6.4.30

山形県告示第457号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和6年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社スマートライフ	スマートライフ訪問介護事業所長井 長井市泉2112番	訪問介護	令和6.5.31

山形県告示第458号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和6年6月18日

山形県知事 吉村美栄子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社コム・メディカル	アイン薬局米沢駅西口店 米沢市東三丁目4番48号	介護予防居宅療養 管理指導	令和6.4.30

山形県告示第459号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年6月18日

山形県知事 吉村美栄子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
合同会社 o h a n a 酒田市亀ヶ崎五丁目7番24号	放課後等デイサービス事業所 r i n o 酒田市日の出町一丁目5番21号	放課後等デイサービス	令和6.6.15

山形県告示第460号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年6月18日

山形県知事 吉村美栄子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ころね 酒田市こあら一丁目5番地の11	多機能型事業所しろくま 酒田市錦町一丁目102番地の25	自立訓練（生活訓練）	令和6.6.12

山形県告示第461号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年6月18日

山形県知事 吉村美栄子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
有限会社そよ風の森 鶴岡市下川字龍花崎41番1039号	ヘルパーステーションそよ風の森 鶴岡市下川字龍花崎41番1035号	居 宅 介 護	令和 6. 6. 15
有限会社そよ風の森 鶴岡市下川字龍花崎41番1039号	ヘルパーステーションそよ風の森 鶴岡市下川字龍花崎41番1035号	重 度 訪 問 介 護	同

山形県告示第462号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。
令和6年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人社団小白川至誠堂病院	山形市東原町一丁目12番26号	令和6年7月1日から 令和9年6月30日まで
鶴岡市立荘内病院	鶴岡市泉町4番20号	令和6年7月1日から 令和9年6月30日まで

山形県告示第463号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第19条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の変更登録をした。

令和6年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 登録年月日及び登録番号
令和6年6月10日
81
- 2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社ライズ・イン
代表取締役 押井 秀勝
鶴岡市箕升新田字西新田12番地
- 3 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米 国内産小麦
- 4 登録の区分
品位等検査
- 5 農産物検査を行う区域
山形県
- 6 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
押 井 秀 勝	玄米	国内産農産物に限る。
押 井 極	玄米、小麦	
大久保 慎 也	玄米	
佐 藤 司	玄米	

山形県告示第464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和6年6月18日から同年7月2日まで縦覧に供する。

令和6年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形天童線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市相生町678番1から 同 679番6まで	旧	47.6メートル } 15.1	メートル 60
同 上	新	48.5メートル } 15.1	同 上

山形県告示第465号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和6年6月18日から同年7月2日まで縦覧に供する。

令和6年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下原山形停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市飯塚町字西原北1088番8から 同 1088番10まで	旧	6.5メートル } 6.3	メートル 26
同 上	新	7.8メートル } 6.3	同 上

山形県告示第466号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和6年6月18日から同年7月2日まで縦覧に供する。

令和6年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形天童線
- 2 供用開始の区間 山形市相生町678番1から
同 679番6まで
- 3 供用開始の期日 令和6年6月18日

山形県告示第467号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和6年6月18日から同年7月2日まで縦覧に供する。

令和6年6月18日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 路線名 下原山形停車場線
- 2 供用開始の区間 山形市飯塚町字西原北1088番8から
同 1088番10まで
- 3 供用開始の期日 令和6年6月18日

山形県告示第468号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

令和6年6月18日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
一般財団法人 ベターリビング
東京都千代田区富士見二丁目7番2号
- 2 届出の内容
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	変更後	変更年月日
東京都千代田区富士見二丁目7番2号	同左	令和6.7.1
愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号	同左	
	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番8号	

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年6月18日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量
山形県工業技術センター庁舎に係る電力の供給
契約電力419キロワット 使用電力量1,475,925キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県工業技術センター 総務課
山形市松栄二丁目2番1号 電話番号023(644)3222
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年3月25日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社やまがた新電力 山形市松波三丁目8番28号

5 随意契約に係る契約金額
（契約電力量に対する単価）

期 間	基本料金単価（1kwにつき）
令和6年4月1日～令和7年3月31日	1,991.07円

（使用電力量に対する単価）

期 間	電力量料金単価（1kwhにつき）
令和6年4月1日～令和7年3月31日	19.43円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県流域下水道事業公営企業会計システムに係る機器等及びデータセンターの賃貸借サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和6年7月29日（月） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県流域下水道事業公営企業会計システムに係る機器等及びデータセンターの賃貸借サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和11年9月30日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和6年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和6年1月30日付け県公報第474号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に情報処理類の役務を提供し、又は提供しようとする者として登載されていること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴

力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(6) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001 (ISO/IEC27001) の基準に適合することによる認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部下水道課流域下水道経営担当 電話番号023(630)2661

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県県土整備部下水道課流域下水道経営担当で交付するほか、山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和6年7月11日（木）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月3日（水）午後4時までに山形県県土整備部下水道課流域下水道経営担当に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。

イ 3の(6)に係る事項を証明する書類

ロ 2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Lease of hardware, software and datacenter for the local public enterprise accounting system of the Yamagata Prefecture regional sewerage system: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. July 29, 2024

(3) Contact point for the notice: Basin Sewerage Section, Sewer Management Division, Land Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2661